

会 議 録

	令和2年度 第2回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会
開催日時	令和2年10月20日（火）14時00分から15時30分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 大集会室
出席者	条例案検討委員会委員 11名（欠席者2名） 教育長、教育・こども部長、教育指導監、学校教育室長、 人権教育担当課長、その他事務局2名
会議の議題	・ 条例案の確認について
会議の要旨	1. 教育長挨拶 2. 議事 3. その他
会議録の 作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	会議公開、傍聴1名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

開会に先立ち、資料の確認をさせていただきます。本日は、資料1「第一回検討委員会の意見まとめ」と資料2「現時点での条例案」の2点ですのでご確認ください。

ただいまより、令和2年度第2回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会の開催をお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を努めさせていただきます、学校教育室の二星でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本委員会は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則に基づき公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、会議録作成のため、ICレコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の開会にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。小川教育長、よろしくお願いいたします。

【教育長】

教育長の小川でございます。第2回子どもの育みに関する条例案検討委員会開会にあたり、一言ご挨拶させていただきます。

中西委員長さまをはじめ、委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。皆様には日頃より本市の教育行政をはじめ、市政各般に渡りまして様々なご支援ご協力いただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。

また、8月の第1回検討委員会では、多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日の会議で、現時点での条例案が示されますが、事務局のほうで皆様からのご意見を反映し、作成させていただきました。さらにご意見をいただき、より良い条例としていきたいと思っておりますので、本日も活発に意見交換していただければと思います。

さて、新型コロナウイルスの感染状況については、10月になっても和泉市で休校になる学校があるなど、まだまだ安心できる状況ではありません。これから冬に向かう中、インフルエンザの流行も心配されるところです。

そのような状況ではありますが、各学校では感染予防に努め、たとえ休校になったとしても、子どもたちの学びを止めないように全力で取り組んでいるところです。これから寒さが厳しくなっていますが、委員の皆様におかれましても、くれぐれもご自愛

いただきまして、一層のご活躍を祈念いたします。

それでは簡単ではございますけれども、これをもって開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

**【司会】**

ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行につきましては中西委員長にお願いしたいと存じます。中西委員長、お願いいたします。

**【委員長】**

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思えます。まず、前回の第1回でも確認しましたが、今後の流れについて、皆様と確認したいと思えます。事務局より説明願います。

**【事務局】**

それでは、今後の流れを説明させていただきます。

11月5日の総合教育会議に本日の検討委員会でのご意見を踏まえた条例案を示し、市長及び教育委員に確認していただいたうえで、この12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施する予定です。

来年1月には第3回条例案検討委員会を開催し、パブリックコメントなどを経て作成された条例案の最終確認のうえ答申をいただきます。その後、市議会の議決を経て、来年3月の策定をめざすということになります。

以上の流れとなりますので、本日はパブリックコメント実施にむけての案を作成することということで、よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

引き続き事務局から、第1回検討委員会で示された条例案との変更についての説明、あわせて第1回の検討委員会の意見の反映について説明願います。

**【事務局】**

条例案について、事務局として一部内容等の整理が間に合わず前回からの修正点等、本委員会の席上にての提示となりましたことおわび申し上げます。

また、前文について、大きな主旨の変更はありませんが、現在の前文案に記載している現代の社会状況等の条例作成に至る背景を前文へ反映させるかについて、事務局のほうで現在検討中であります。

そのため、その結果については本日の委員会にて検討、協議いただいた内容を含め改めて各委員に確認させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長、この点委員の皆様にご了承をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**【委員長】**

ただいま事務局から、変更点の説明等に先立ち、本日の委員会では前文の社会状況の反映については事務局の結果を待つこととして、委員の皆様には条文についての検討、了承をお願いしたいとありましたが、皆さんそれでよろしいでしょうか。また、本日の検討結果を踏まえ、条例案を各委員にお示しした上で、内容等了承をいただきたいという申し入れがありました。この2点を踏まえて本日の委員会を進めていくことでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<異議なし>

**【委員長】**

それでは皆様のご了承をいただきましたので、続けて事務局より、条文についての説明をお願いします。

**【事務局】**

学校教育室の永井です。よろしくお願いいたします。それでは事務局から説明させていただきます。

8月の第1回条例案検討委員会では、条例制定を必要とする背景、今後の議事の進め方、及び条例の全体構成を説明させていただき、条例案の素案も見ていただいた後で、委員のみなさまに意見交換をしていただきました。

その意見交換を踏まえて、事務局で「代表的な意見」を抽出し、新たな条例案を作成させていただきました。

なお、事務局として検討委員会のご意見も反映していく中で、より具体的な表現を心がけることも併せて協議を重ね、本日お配りしました条例案となっております。どうかよろしくお願いいたします。

まず資料1をご覧ください。資料と同じものを前にも写しますので、前をご覧くださいいてもかまいません。

皆様から出していただいたご意見を事務局で10の「代表的な意見」にまとめたものです。この「代表的な意見」をそのままの文言、あるいはその趣旨を踏まえた上で、新たな条例案の文章に反映させていただきました。それぞれが条例案のどの部分に反映されているかも示しております。

では、次に資料2をご覧ください。こちらが現在の「和泉市子どもの育みに関する条例」の素案です。まず、条例の構成の部分での変更点を説明させていただきます。

今回は条例案の構成としては、「前文」「第1章 総則」「第2章 市・教育委員会・学校園の責務」「第3章 保護者・地域団体等の役割」の4つに分けることを提案させてい

ただきました。また、条例が比較的短いこともあり、章立ての必要はないとし、前文と9条からなるシンプルな構成としております。

また、前回はこの検討委員会で主に「保護者の役割」と「地域団体等の役割」の部分を考えていただくとお伝えしましたが、みなさまのご意見を踏まえて、「事業者の役割」も条例に加える必要があると考え、新たに第9条として加えております。

以上が条例の構成についての前回の素案からの主な変更点です。

それでは、次に各条文の内容について、順番に変更点等をそれぞれ説明させていただきます。

第1条ですが、ここは代表的な意見①をほぼそのまま使わせていただきました。そして「輝く子ども」の具体的な姿をイメージできるように、礼儀、感謝の心、個性の伸長というプラスイメージの言葉を付け加えさせていただきました。

第2条は、条例案における用語の定義の部分であり、前回の検討委員会で特に意見交換をした部分ではありませんが、「輝く子ども」、「豊かな心」、「確かな学力」といった言葉は、定義する必要がないと考え、それぞれの条文の主体となる言葉の定義のみにさせていただきました。

第3条の基本理念は、代表的な意見の③、⑤、⑩を反映しております。子どもの人格の尊重、豊かな情操の育みに、さまざまな立場の大人が一貫性、連続性を意識して関わり、見守っていくことを謳っております。

第4条の市長の責務については、代表的な意見②、③、⑤、⑧を参考に子どもの教育を受ける機会の均等を確保する施策の展開や、和泉を誇りに思い、愛する心を持ちうる施策の展開等を記載しております。また、前回の案では市の責務としておりましたが、より責任を明確にするため、市長の責務と変えさせていただきました。

第5条の教育委員会の責務については、前回の検討委員会で特に意見交換をした部分ではありませんが、学校園、保護者、地域の団体、事業者が連携する仕組みづくりが重要であることから、前回の案に付け加えております。

第6条の学校園の責務については、代表的な意見④を参考に、第5条と同じく、保護者、地域の団体、事業者と連携した連続性、一貫性のある取組みの推進が重要であることから、前回の案に付け加えております。

それでは次に第7条から第9条の説明に入らせていただきます。

第7条の保護者の役割については、代表的な意見の⑥、⑦、⑨を中心として、前回の意見交換で使った言葉を文章化して作成しました。特に安らげる家庭環境、家庭学習、食習慣を始めとした生活習慣、学校や地域との協力についての意見が多かったことから、これらを反映させております。

第8条の地域の団体等の役割については、代表的な意見の②、⑨を中心として、前回の意見交換で出た言葉を文章化して作成しました。特に、子どもの活動の見守り、学校園との協力、子ども食堂に代表される生活習慣や社会性を養う活動についての意見を反映させております。

第9条の事業者の役割については、代表的な意見の①を中心として、前回の意見交換で出た言葉を文章化して作成しました。特に、事業者は商工業の発展だけでなく、和泉市全体の成長をめざすなかで、子どもの成長にも関わっていく必要があるというご意見から、「子どもの成長を支援する活動への協力」、「雇用する保護者への配慮」といった内容を入れております。仕事と子育てのバランスであるワークライフバランスに配慮してもらいたいということで記載しております。以上で前回の検討委員会を踏まえての現段階の条例案についての説明を終わらせていただきます。

**【委員長】**

今の説明を踏まえ、条例案について意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。感想でも構いません。前回と同様順番に発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。それでは、お願いします。

**【委員】**

条例案を聞いて第9条が非常に意味のあるものだったと思います。私は商工会議所の代表として越らせていただき、商工業の発展だけでなく、企業としていかに子どもたちに接して、子どもたちを守ることができるかを商工会議所で検討する必要があると思いました。

従業員の中には保護者も多く、シングルマザーの方も多くいます。コロナ禍により子どもが休校になったり、早く帰ってくることがあったりで、働くことができなかつた方も多くいたのですが、多くの会社の理解のもと何とかやってくることができました。今後も子どものおかれている環境を考えた対応が必要であると思います。

和泉にはたくさん企業があり、子どもたちにとって魅力的な仕事、職場がたくさんあります。そういった部分をしっかり発信し、将来和泉市で働きたいと子どもたちに思ってもらえるよう努力が必要だと思いました。商工会議所でも検討を進め、和泉市の企業に対して発信していきたいと考えています。

**【委員】**

第8条に関連して子どもの見守り隊を行っていますが、登校時はたくさん見守りがいますが、下校時の見守りがあまりいない状況です。なかなか時間の都合がつかない方が多いですが、何か問題が起こるのは下校時が多いです。第8条ができれば連合会でも呼びかけを行い、下校時の見守りも増やして行きたいです。

最近、自治会の加入率が下がっていますが、見守り隊の協力者は増えてきて、特に近くのマンションの方からの協賛金やボランティアの協力も増えています。この輪を広げていきたいと思います。

**【委員】**

全体的に少ない条数にまとめていただき、シンプルでよいと思います。内容では私が前回触れた「教育に連続性・一貫性をもたせる」という言葉が、代表的な意見の4にあげられており、第6条に反映させたと記載されているが、どこに反映されているのかまだ不明瞭と感じます。

市民にとっては、条例制定によって何が変わるかという期待感を持ってもらいたい、そのために市民にとって目玉となるインパクトになるようなものが欲しい。

また子育てに関する条例なので、保護者にも子どもにもわかりやすいということが大事だと思う。条例なので堅いものになるのはわかるが、制定時にはイラストをつけた解説などを示し、わかりやすくしてほしい。

**【委員長】**

重要なお指摘がいくつかありましたが、事務局からの見解や回答は後でまとめていただくということで続けてまいります。

**【委員】**

前は欠席となり失礼いたしました。82歳になるが、次世代に何か間違ったボタンタッチをしてしまったのかと思うことがある。「今だけ、金だけ、自分だけ」という考え方が広まり、現在家庭教育の課題は大きいと思う。私は識字学級に10年ほど、仲よしクラブ（学童保育）に5年ほど携わったが、例えば、給食費を払っているのだから学校で「いただきます」、「ごちそうさま」を言わせないで欲しいという保護者の声があると聞く。また、学校の通学路に犬の糞がたくさんあるのを何とかせよと学校に言うらしい。

行政が挨拶運動をしたりしているが、保護者が家庭教育をしっかりすることが本当に大切で、家での挨拶から進めていくのが基本であると思う。条例では難しいことは言わなくて良いのでシンプルに挨拶や礼儀といった面で家庭教育の大切さを謳って欲しい。

**【委員】**

最近、土曜日でも仕事と言って保育所に連れてくるとか、家で会話をせずにゲームをさせたり、スマホに子育てを任せているような家庭が増えている。「愛着障がい」という言葉もよく聞くが、そのような家庭がかなり増えていると感じている。多くの家庭ではしっかり会話していると思われるが、ほんの何%かの家庭がほとんど会話もない状態なのだろうと思われる。その影響なのか、保育所でふとしたきっかけで急に怒り出したり、「やかましいわ」と叫んだりする子どもがいる。

そのような子どもが増えている中、第7条の保護者の役割に「子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくる」という言葉があるが、この1行だけでいいのかなと感じている。もう少し保護者の役割を具体的に記載したほうがいいのかなとも思います。

**【委員】**

ある中学校では廊下に「ありがとう」「ごめんなさい」「おはよう」「こんにちは」という言葉を手作りのイラストや写真入りでたくさん貼ってある。口うるさく言わずに可視化することで、毎日見るうちにあいさつが習慣づいてくる。家庭でも、しつけをしていくにはすごいことをしなくても、小さな努力を積み重ねていくことが大事。勉強しろといわなくても、壁に50音の書いている紙を貼っておけば、毎日見る中で言葉を覚えていく。保護者の役割を「ああしろ、こうしろ」というのは失礼なので、こういうことをしてはどうかという前向きな提案が必要だと思います。

**【委員】**

条例案を聞いて、まとまりがあり、長すぎずシンプルで良いなと思いました。

コロナ禍で、幼稚園から子どもを自宅で見てくださいたいという願いをしたが難しい家庭もあった。会社を休みづらく、幼稚園から協力をお願いするプリントを会社に対して出してほしいという依頼もあった。今回第9条で、事業所も協力するような内容が入っているのは子育てにとって良いことだと思う。

あいさつについて、するしないは家庭環境が大きく影響していると思う。子育ては楽しくあるべきだと思うが、様々な課題を抱えて思うように行かない家庭もある。それをふまえると、第7条の「保護者は子どもの教育及び保育に責任をもつ」という言葉は、条例として正しいと思うが、課題を抱えている家庭には重圧だなと感じました。

**【委員】**

条例案の説明を聞いて、小学校に行く子どもたちは不安やドキドキの気持ちが入り混じっている中、朝の見守り隊の元気なあいさつがあり、不安な気持ちがワクワクに変わっていくので、この活動が続くような条例になればいいなと思います。

**【委員】**

第7条のとおり、子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくるのが保護者の責務と思う。自分の子どもを通じてですが、学校では丁寧に見てもらえていると感じておりありがたく思っている。このように学校ががんばってくれているので、家庭も子どもが安心できる居場所を作ることに力を入れる必要があると思う。

条例案には第4～9条すべてに「基本理念にのっとり」とあり、市の強い思いが伝わってきます。そんな中、保護者としては行政とともに家庭も重要だということがアピールされていてうれしく思いました。



### 【委員】

全体的にすっきり読みやすい印象を受けました。第6条の学校園の責務の部分を読んで、保育園で勤める立場から、生きる力の土台を作る乳幼児期の子どもを預かる責任を感じました。保護者と関わる中で、どのように子どもに関わったらいいか、悩んでいる方が多くいると感じる。仕事のことや、家庭内のトラブルが原因でイライラして子どもにあたってしまったり、冷たく接してしまったりする場面を見ることもある。第7条の保護者の役割に関して、保護者がどうすればよりよく子どもに関わっていけるかということを考えていきたい。

### 【委員長】

みなさんどうもありがとうございました。貴重な意見をたくさんいただきました。やはり保護者の役割に関する意見が多かったと思いますが、いくつか質問もございましたので、その点は後ほど事務局に見解を伺いたいと思います。その前に私の感想をお話します。

前回の代表的な意見が条文にどのように反映されたかを示していただき、全体的には事務局でうまくまとめていただいたと思います。条文について特に異論はないですが、問題意識を持っている部分について申し上げます。まず、第4章の市長の責務が具体的になったのはよいと思います。特に教育委員会や学校園が取り組みを実施するにあたって環境整備を行うことや、子育てにおいて福祉部局との連携も行うことが記されている点、総合教育会議で教育委員会と連携することが明記されている点は良かったと思います。

また、第7条の保護者の役割の部分で、第1項に子どもが心身ともに安らげる場所をつくるのが位置づけられているのは良かったです。コロナ禍で子どもが家庭にいる時間が増え、家庭で親子の会話をするなかで、絆の大切さ、勉強や生きることの意味について考える時間を持ってもらえればと思います。ただ、第1項だけでいいのかという指摘もあります。このあたりをもう一工夫できるかということも考えてもらいたい。

それでは、委員から具体的な質問が3点ありましたので事務局の見解を伺いたい。1点目は「『教育の連続性』がどのように第6条に反映されているのか」、2点目は「市民にとってインパクトのあるものは具体的に考えているのか」、3点目は「保護者・子どもへのわかりやすく伝える方法は考えているのか」です。では事務局お願いします。

### 【事務局】

「教育の連続性」については、第6条に教育及び保育の推進と記載しておりますが、さらなる義務教育学校の設立をめざしていると同時に、保幼小中連携も進めているところでもありますので、よりわかりやすいように「連続性」という文言を入れられるかどうか、再度事務局で検討します。

「市民にとってインパクトのある取組み」はこれから検討します。市の広報、HPやjcomとの連携、また市長部局との連携を通し、理念条例であるため具体的内容は記載できませんが、本条例から具体的にインパクトのある取組みへどのようにつなげていくか模索していきたいと考えています。

「保護者・子どもへのわかりやすい伝達」については事務局でも議題にあがっており、「大人が総がかりで子どもを守っていく」というメッセージを子どもたちに伝えられるよう、条例の制定と並行して発信できるものを作成していきます。

**【委員長】**

いかがでしょうか。

**【委員】**

よくわかりました。

**【教育長】**

少し補足を申し上げます。

条例が出来たあかつきには、「市民総がかりで子どもを育てていく」ということを子どもたちにわかりやすい言葉で伝えられるように、日本国憲法が出来た時に「あたらしい憲法のはなし」というものがありました。そのようなものをイメージし、イラスト入りの資料を作り、小中学校、幼稚園、保育所に示したいと思います。

また、目玉となるインパクトのある取組みについて、きっかけとなるのは「コミュニティスクール」があげられます。学校は今まで、子ども、教職員、保護者で成り立っていると思われており、地域の人が入りにくいイメージがあります。今までも学校協議員制度や、地域教育協議会があり、地域の方も関わっていただいていたのですが、コミュニティスクールは「地域とともにある学校」をめざすもので、今年度から南松尾はつが野学園でスタートしております。最終的にはすべての学校をコミュニティスクールにして、地域の方も主人公として学校運営協議会に参加していただくことができるようになります。このあたりをしっかりアピールしていき、コミュニティスクールからインパクトのある取組みへつなげたいと思っております。

**【委員長】**

ありがとうございました。それでは、先ほど第7条の第1項について、これだけでよいのかという声がありましたが、これについてのご意見はどうでしょう。

**【委員】**

道徳教育が学校でも教科化されたと聞きますが、昔は家庭でも地域でも子どもを支え、道徳を考える環境があったと思う。そのような環境を作れたらと思う。

**【委員】**

第7条第1項は当たり前だと思うので、「話し合う」や「寄り添う」など、もう少し掘り下げる必要があるのではと思う。「心身ともに安らげる家庭環境」ではわかってもらいにくいと感じました。

**【委員長】**

私も、第7条はもう少し踏み込んでもよいと思いましたが、事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

第7条の保護者の役割について、「心身ともに安らげる家庭環境」に、さらに「話し合う」や「寄り添う」など具体的な語句を加えるかどうかについては、保護者も様々な状況に置かれていることを考え、慎重に検討していきたい。社会総がかりで子育てをしていく中で家庭がその中心になるわけですが、例えば共働きで子どもとじっくり話し合う時間を確保することが難しい保護者もいます。具体的な文言を加えても、出来る家庭と出来ない家庭があることから、そこを踏まえて慎重に判断したいと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。この点に関して、委員から家庭教育の重要性について強調いただいております。保護者の小さな努力の積み重ねや、子どもに見えるように保護者への前向きな提案という話がありましたが、条例上の表現としていい案はないでしょうか。

**【委員】**

年に何回か、保護者勉強会をしている。話をしても保護者も45分位しか持たない。その中に大事な話を詰め込んでいるが、否定的なことをいうと聞いてもらえない。質問では叱り方を教えてほしいというのが多いが、ほめ方を教えてほしいという質問はほとんどない。いっぱい悩みを抱えていて、こうすればいいということを思い浮かばない保護者が多い。早いうちに家庭で出来ることに、気づいてもらって家庭教育をきっちりしてもらいたい。子どもの教育よりも、一番必要なのは親教育、保護者への教育です。条例案に合う良い言葉が思いついたらまた言います。

**【委員長】**

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

**【委員】**

学校園の責務として、小中一貫校について大切に捉えていただきたい。私が住んでいる地域では、小中学校の先生方は交流が増えたことを喜んでいます。

**【委員長】**

ありがとうございます。委員に同感で、第1回の検討委員会で南松尾はつが野学園の話聞かせていただいて、小中学校の学びの接続、連携というところが強く印象に残っ

ていますので、それをイメージできるような記述を工夫いただければと思います。

それでは最後に、前文について意見だけ言わせていただきます。恐らく事務局のほうで、市長さんや教育委員さんと調整をされているところだと思いますが、この検討委員会の意見もあわせてコンセンサスが得られる内容に事務局でまとめていただければと思います。

現代社会における教育や子どもの状況について、提言理由で述べるか前文に載せるかで議論になっていると聞きましたが、格差をめぐる問題については前文で記述する方がよいと私個人としては思っています。最終はコンセンサスに委ねます。

また、前文の後段のほうで、「和泉」という言葉が5回も出ており、ブラッシュアップしていただければと思います。

私からは以上ですが、他に質問等がありますか。無いようですので、本日の検討委員会の取り扱いについて事務局から説明願います。

**【事務局】**

2点ございます。

冒頭説明させていただいたように、今回の検討委員会がパブリックコメント前の最後の回となっており、条例案を市民に公表し、意見を出してもらう形になります。

まず、本日検討いただいた条例案の条文についてですが、今後、法規所管部署との調整の中で、細かい部分で文言修正が出てくるかと思いますが、それに関しては、委員長一任で修正指示を出すことでご了承いただきたく思います。

2点目は、修正後の条例案については事務局案ができ次第、委員各位に個別に説明了承を得る形とさせていただきたいということについて委員長より、各委員に諮っていただきますようお願いいたします。

**【委員長】**

ただいま事務局から説明がありましたが、細かい文言修正については私に一任する、修正文については、事務局より各委員の皆様のもとに説明に上がらせていただき、了承をいただくことでご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

ありがとうございます。それでは本日の議題について終了します。

最後に事務局から何かありますか。

**【事務局】**

令和2年度第3回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会につきまして、パブ

リックコメント実施後の1月頃で開催を考えております。日程等決まりましたら委員の皆様へ通知させていただきますので、次回のお出席についてもよろしくお願いいたします。以上でございます。

**【委員長】**

それでは、これをもちまして、令和2年度第2回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会 会長

**中西 正人**